

成年後見制度の利用に係る費用助成

朝霞市では、成年後見制度の利用に必要な費用の負担が困難である場合に、費用を助成しています。

助成種類

申立費用助成

●対象となる費用

収入印紙代、郵便切手代、鑑定料、診断書料、関係書類（戸籍謄本、戸籍の附票、住民票、登記されていないことの証明書、土地・建物登記事項証明書・固定資産税評価証明書）の手数料

後見人等報酬助成

●家庭裁判所が決定した報酬額のうち、次に定める額を限度とした費用

・施設入所者等

月額18,000円

・上記以外（在宅者）

月額28,000円

※成年後見人等に、親族以外の第三者が選任された場合に限る

助成対象者

助成を受けることができるのは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で、以下の所得要件及び住所要件に該当する方です。

所得要件

①、②のいずれかに該当する方

①生活保護を受けている

②次の要件を全て満たしている方

- ・市民税非課税世帯であること。
- ・活用できる資産（預貯金・現金等）が50万円以下であること。

住所要件

①、②、③のいずれかに該当する方

①朝霞市に居住し、住民基本台帳に登録されている方

②市外に居住している方のうち、保険者等（注1）のいずれかが朝霞市である方

③朝霞市長が審判請求をした方

（注1）保険者等とは

介護保険の保険者、生活保護法の規定による保護の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による給付の決定機関

※他の市町村や団体等から同種の助成を受けることができる場合は、対象外です。

問い合わせ窓口

成年後見制度に関することや上記費用助成について

地域共生社会課 福祉相談支援係
電話 048-423-5082

※後見開始の審判等の確定日又は報酬付与の審判確定日から、90日以内に申請してください。

必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください



朝霞市役所 地域共生社会課
〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
電話 048-423-5082
メール tiikiyousei@city.asaka.lg.jp



©朝霞市ぼぼたん